

参 考 資 料

令 和 6 年 5 月

市 議 会 臨 時 会

目 次

内 容		頁
報告第 2 号関係	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
議案第 35 号関係	有功者の選定	40

寝屋川市税条例の一部改正

(令和 6 年 3 月 30 日専決)

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、市民税について「令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例」及び「特別税額控除に係る規定の整備」を、固定資産税等（固定資産税及び都市計画税）について「令和 6 年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の税負担の調整」を行う等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 市民税

ア 令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例（附則第 6 条の 2 関係）

令和 6 年能登半島地震の被災者の負担の軽減を図るため、当該地震により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 6 年度分の個人市民税（令和 5 年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとする。

イ 特別税額控除に係る規定の整備（附則第 11 条の 4～附則第 11 条の 7、附則第 38 条の 2～附則第 40 条、附則第 43 条、附則第 44 条、附則第 49 条、附則第 50 条の 2、附則第 51 条関係）

令和 6 年度分の個人市民税所得割額から納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円の減税を実施するため、特別税額控除に係る規定の整備を行う。

(ア) 令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除

令和 6 年度分の個人市民税に限り、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から特別税額控除を行うこととする。

(イ) 令和 6 年度分の個人市民税の納税通知書に関する特例

納税通知書に記載すべき各納期の納付額について、特別税額控除前の

年税額をもとに算出した令和 6 年 6 月分の税額から特別税額控除額を控除し、控除しきれない場合は、令和 6 年 8 月分以降の税額から、順次控除する等の措置を講ずる。

- (ウ) 令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人市民税に関する特例
公的年金等から徴収される各納期の納付額について、特別税額控除前の年税額をもとに算出した令和 6 年 10 月分の特別徴収税額から特別税額控除額を控除し、控除しきれない場合は令和 6 年 12 月分以降の特別徴収税額から、順次控除する等の措置を講ずる。

- (エ) 令和 7 年度分の個人市民税の特別税額控除

令和 7 年度分の個人市民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者を有する者に限る。）の所得割の額から特別税額控除額を控除することとする。

- (オ) 個人市民税の課税の特例

特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分等の個人市民税の所得割の額を含める読替規定を設ける。

(2) 固定資産税等

- ア 土地に対して課する固定資産税等の特例（附則第 18 条、附則第 20 条、附則第 21 条、附則第 22 条、附則第 24 条、附則第 25 条、附則第 27 条関係）

宅地等の固定資産税等の負担水準の均衡化や評価替えによる価格上昇に伴う課税標準額の急激な上昇を抑制するための負担調整措置の特例期間を令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間延長する。

- イ 土地の価格の特例（附則第 17 条関係）

令和 7 年度分又は令和 8 年度分の固定資産税に限り、地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準（総務大臣が定める基準）により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。

- * 地価が下落し、かつ、市長が固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、基準年度（令和 6 年度）の評価額に修正を加えることとする 特例措置〔下落修正措置〕

(3) その他、『地方税法』の改正等に伴う市民税及び固定資産税等に関する規定の整備等を行う。

(4) 附則

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、固定資産税等に関する経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(専決処分の報告 地方自治法第179条第3項)

寝屋川市税条例

No.1

改 正 案	現 行
(市民税の減免) 第48条 (略) 2 前項の規定により 市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって、市長に申請しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (固定資産税の減免) 第81条 (略) 2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって、市長に申請しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (特別土地保有税の減免) 第123条の2 (略) 2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することとが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要がある	(市民税の減免) 第48条 (略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって、市長に申請しなければならない。 (固定資産税の減免) 第81条 (略) 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって、市長に申請しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第123条の2 (略) 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

改 正 案	現 行
ると認める場合は、この限りでない。 (1)～(3) (略) 3 第1項の規定により 特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。 附 則 (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) 第6条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受け	(1)～(3) (略) 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。 附 則 (新設)

改 正 案	現 行
<u>た損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)</u> <u>があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度</u> <u>以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属す</u> <u>る年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用につ</u> <u>いては、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかった</u> <u>ものとみなす。</u> 3 <u>第1項の規定は、令和6年度分の第29条第1項又は第4項の</u> <u>規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知</u> <u>書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提</u> <u>出された第30条第1項の確定申告書を含む。)</u>に第1項の規定 <u>の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書</u> <u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市</u> <u>長が認める場合を含む。)</u>に限り、適用する。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特 例) 第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市 民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合に</u> <u>おける第21条の規定による控除については、その者の選択によ</u> <u>り、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を</u> <u>除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の</u> <u>5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第</u> <u>1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用</u> <u>することができる。</u> (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特 例) 第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市 民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合に</u> <u>おける第21条の規定による控除については、その者の選択によ</u> <u>り、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を</u> <u>除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の</u> <u>4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第</u> <u>1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用</u> <u>することができる。</u>

改 正 案	現 行
第11条の4 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第11条の6において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第24条から第26条まで、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第11条の2の2第1項、前条及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第45条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第11条の4第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第11条の4第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> <u>（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）</u> 第11条の5 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第35条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がない</u>	(新設) (新設)

改 正 案	現 行
ものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第34条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。))においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。	

改 正 案	現 行
(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははないものとし、第34条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第34条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてははその者の分割金額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははないものとし、第3期納期においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてははその者の分割金額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税</u>	

改 正 案	現 行
に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては<u>ないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなつたものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。 (令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例) 第11条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第11条の4第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額	(新設)

改 正 案	現 行
及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に	

改正案	現行
<u>係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税</u>	

改 正 案	現 行
額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日まで <u>の間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12</u> <u>月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分</u> <u>割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市</u> <u>民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその</u> <u>者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第</u> <u>1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額</u> <u>の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴</u> <u>収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はな</u> <u>いものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月</u> <u>30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第</u> <u>2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の</u> <u>年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除</u> <u>した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日</u> <u>までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とす</u> <u>る。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市</u> <u>民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者</u> <u>の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であ</u> <u>り、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、</u> <u>その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満た</u> <u>ない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、</u> <u>第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する</u>	

改正案	現行
年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においては<u>その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の6第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 3 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴</u>	

改 正 案	現 行
収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。 (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初</u>	

改 正 案	現 行
日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においては<u>その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第45条の5第2項の規定により読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> 4 <u>前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の6第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u>	

改 正 案	現 行
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) <u>第11条の7 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第24条から第26条まで、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第11条の2の2第1項、附則第11条の3及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2～13 (略) 14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 20 (略)	(新設) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2～13 (略) 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 20 (略)

改 正 案	現 行
(削る)	
21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
23 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
25・26 (略) (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	25 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
第15条 (略) 2 (略)	26・27 (略) (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができ	第15条 (略) 2 (略) (新設)

改正案	現行
る。 4～8 (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(7) (略) 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6) (略) 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6) (略) 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改	3～7 (略) 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(7) (略) 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6) (略) 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出して市長に提出し</u>なければならない。 (1)～(6) (略) 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改

改正案	現行
修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6) (略) 13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(5) (略)	修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6) (略) 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(5) (略)
14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6) (略)	13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(6) (略)

改正案	現行
15 (略) (土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義</u>) 第16条 次条から附則第33条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項 (令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例) 第17条 市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定	14 (略) (土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義</u>) 第16条 次条から附則第33条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項 (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例) 第17条 市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定

改正案	現行
にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の特例） 第18条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額 （当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例） 第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及

改 正 案	現 行
令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商	び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商

改正案	現行
業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 （農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第20条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3まで	業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第20条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3まで

改 正 案	現 行
の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 ―) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第21条 (略) 2・3 (略) (削る)	の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第21条 (略) 2・3 (略) 4 令和2年度分の固定資産税について寝屋川市税条例の一部を改正する条例（令和3年寝屋川市条例第12号）による改正前の寝屋川市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第21条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第21条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市

改正案	現行
第22条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市	街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。 第22条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市

改 正 案	現 行
街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度の都市計画税の特例</u>) 第24条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5</u> _____を乗じて得た額を加算した額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額と	街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例</u>) 第24条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額と</u>

改正案	現行
した場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	した場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

改正案	現行
該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第25条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分	該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第25条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分

改正案	現行
の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税の額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）<u>（略）</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 <u>（略）</u> 第27条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額 <u>（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附</u>	の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税の額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 <u>（略）</u> 第27条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附

改正案	現行
則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第29条 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、	則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第29条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、

改正案	現行
法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 （読替規定） 第32条 附則第24条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第24条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第24条第2項</u>、<u>第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第24条第4項、第5項及び附則第25条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第25条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第25条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第26条及び附則第27条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第27条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u> 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、<u>第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」	法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 （読替規定） 第32条 附則第24条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第24条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第24条第1項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第24条第4項、第5項及び附則第25条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第25条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第25条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第26条及び附則第27条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第27条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u> 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、<u>第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」</u>

改 正 案	現 行
とする。 (免税点の適用に関する特例) 第33条 附則第18条、第20条、第21条又は第22条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第71条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第18条、第20条又は第22条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第21条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第22条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第21条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第36条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされ	とする。 (免税点の適用に関する特例) 第33条 附則第18条、第20条、第21条又は第22条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第71条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第18条、第20条又は第22条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第21条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第22条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第21条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第36条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされ

改正案	現行
たものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第38条の2（略） 2（略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 （1）～（4）（略） （新設） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第39条（略） 2（略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。	たものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第38条の2（略） 2（略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 （1）～（4）（略） （新設） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第39条（略） 2（略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

改 正 案	現 行
ろによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第40条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第43条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用について</u>	ろによる。 (1)～(4) (略) (新設) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第40条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第43条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設)

改 正 案	現 行
ては、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「<u>所得割の額</u>」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第44条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「<u>所得割の額</u>」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第49条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「<u>所得割の額</u>」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第44条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第49条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

改正案	現行
第50条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第50条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第50条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第51条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「所得割</u>	第50条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第51条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設)

改 正 案	現 行
の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 附則第11条の4及び附則第11条の7の規定の適用については、<u>附則第11条の4第1項及び附則第11条の7中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 (略) 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寝屋川市税条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法	3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設) 6 (略)

改 正 案	現 行
律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。	

(議案第 35 号関係)

有 功 者 の 選 定

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 41 ページ

〔根拠法令〕

寝屋川市有功者表彰条例第2条



寝 有 選 第 3 号
令和 6 年 4 月 18 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会
委員長 板坂 千鶴子

寝屋川市有功者の推薦について（答申）

令和 6 年 4 月 18 日付け、経市第 114 号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められているので、ここに答申いたします。

記

	(氏 名)	(該当基準)
1	友井 美美子	規則第 2 条第 1 項第 8 号該当

